



Title	定本五井蘭洲著『茗話』中巻
Author(s)	湯城, 吉信
Citation	懷徳堂研究. 2025, 16, p. 39-73
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/104393
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

定本五井蘭洲著『茗話』中巻

湯 城 吉 信

まえがき

五井蘭洲著『茗話』は、江戸時代の儒学者兼国学者であった五井蘭洲（一六九七―一七六二）が著した随筆である。「茗話」というのは茶を飲む時の話題という意味で、自らの書物を謙遜した命名である。和漢の該博な知識を駆使して、言語・事物について幅広い考証や自らの考えなどを開陳している。考証学の資料としても、五井蘭洲の学問・思想を探る上でも貴重な書物である。これまでの五井蘭洲研究でも重要な資料として活用されてきた。

この『茗話』は、明治四十四年（一九一一）、『蘭洲茗話』と題して懷徳堂遺書の一つとして懷徳堂記念会により翻刻された。以後、その元になった写本の所在が知られなかったために、専ら刊本『蘭洲茗話』が通行してい

た。だが、筆者は、数本の写本が存在し、刊本『蘭洲茗話』には見られない多くの貴重な内容が含まれることを発見した^①。

特に、大阪大学写本（以下、阪大本と称する）にはその他のテキストにはない中巻が存在する点は重要である。蘭洲研究に新たな資料を提供してくれるからである。この阪大本は整った字で書かれており、また丁寧な振り仮名が振られている様子を見ても原本の様子を留めるテキストだと考えられる。今後の研究においてはこのテキストを標準テキストとすべきである。惜しむらくは、虫食いが進んでおり判読できない箇所が多く存在することである。ただ、資料の重要性に鑑み、筆者はできる限りの翻刻を試みた^②。

ところが、二〇二四年偶然、伝大田錦城著『茗会文談』が蘭洲『茗話』をほぼそのまま取り込んだ書物であるこ

とを発見した。その理由については別稿で考察した(『懷德』九三号に「五井蘭洲『茗話』と伝大田錦城『茗会文談』の重複について―『茗話』中巻完全復元への糸口の発見」と題して発表)。伝大田錦城著『茗会文談』は錦城の名を冠した偽書で、「無名氏」と署名されている『茗話』を取り込んで編輯されたというのが筆者の推測である。

そして、この『茗会文談』により蘭洲『茗話』中巻が復元できることになった(第一、第三、第二十四話は除く)。本稿では、注2の拙稿「五井蘭洲著『茗話』写本中巻翻刻」をもとに、その不完全な部分を『茗会文談』(巻三、四、五)で補い、その他の箇所にも若干の訂正を加えることにより、『茗話』中巻の定本を提供したい。

注

(1) 詳しくは、拙稿「五井蘭洲著『茗話』写本における未翻刻部分の存在について」(『大阪府立大学工業高等学校研究紀要』五〇巻、二〇一六年十二月)を参照されたい。

(2) 拙稿「五井蘭洲著『茗話』写本中巻翻刻」(『上方文化研究センター研究年報』一七号、二〇一七年)。

凡例

- ・ 各条の冒頭には原文では圈点(○)がある。閲覧の便のために、本稿では各条冒頭に算用数字で「1条」のように通し番号を加えた。
- ・ 葉数は、例えば、24a(b)は二十四葉表(裏)のようである。
- ・ 虫食いの欠損により字が確認できない箇所は「□」で示した。不明確な字の後には「？」を付けた。振り仮名で不明な箇所は、『承聖篇』などに同様の振り仮名が見える場合は参考にして確定できる箇所は確定した。
- ・ 漢字は通用字体を用いた。
- ・ 句読点は、原文では読点「、」があるだけだが、適宜、整えた。
- ・ 振り仮名は活用語尾と重複する場合もあるがそのまま表記した。左にもある場合は(左…)と記した。
- ・ 濁点は、原文にはない箇所にも適宜補った。
- ・ 踊り字、合字は、普通の平仮名に直した。
- ・ 適宜、「」(引用符号)、『』(書名符号)をつけた。
- ・ 割注は(割注)…のように表記した。
- ・ 写し間違いであると思われる箇所などに【校勘】を付けた。

・ 『茗会文談』(早稲田大学本)との異同は、阪大本を改

めた個所など重要な箇所に関り【校勘】を付けた。『茗会文談』（早稲田大学本）により補った箇所は明示していない（注2拙稿と対照していただければわかる）。注2の拙稿でつけていた【注】【解説】は省略した。今回、『茗会文談』及び再点検により確定できた箇所は太字で示した（振り仮名を除く）。

中巻翻刻（五十一葉、七十四条）

〔1a〕茗話中

無名氏

1条

○『昨非庵日纂』に、「古人太違^レ時に、今人太趨^レ時に、袖^{たもと}倭^{おほひなづ}小倭^{おほひなづ}大^{おほひなづ}、中倭^{ちゅうわ}短倭^{たんわ}長^{なが}、衣^い帶^{たい}之^の濶^{ひろさ}幾^{いく}如^{ごと}扇^{せん}骨^{こつ}之^の長^{なが}幾^{いく}如^{ごと}笏^{しやく}、非^ひ服^{ふく}之^のに妖^{いう}而^を何^{なん}ぞ。此風流^{このふうりゅう}子弟^{しよてい}市井^{しきやう}惡^{わる}少^{せう}所^{しよ}創^{はじめ}為^な二而^は縉^{しん}紳^{しん}学^{がく}校^{がう}翁^{おう}然^{ぜん}宗^{そう}之^の無^な識^し甚^し矣^や。」明末^{めいもつ}かくの如^{ごと}し。こことも亦^{また}かくの如^{ごと}し。今の世はやり行はるること、おほくは戲子^{ぎし}姪伎^{めぎ}の始^{はじ}めたる事、殊に近きころ、鬢^{びん}をあつくし、もとどり尊^{たか}し、袖口^{そくぐち}をふとくするは、傀儡^{くわいらい}左^{ひだり}にんぎやうまはししのすで（こ）？となるをよしとおもひて、これにならふは？尤あさま

し？。

2条

〔1b〕○「魚一折^{いさくはし}」菓^{くわ}子^し一折^{いさくはし}といふ「折^{をり}」とは、檜^{ひの}の木^きの長^{なが}きそぎ板^{いた}を四所^{しよ}折^{をり}かがめて四角^{しかく}にし、桜^{さくら}の皮^{かわ}にてとぢたるものなり。古哥^こに、「あふみなるひものりのかば桜花^{さくらがは}をばわきて折^{をり}る人もなし。」これ「折^{をり}」といふ縁^{えん}語^ごをもちてよめり。今はふちをひきくし釘^{くぎ}もてさし、漆^{うるし}もてぬり、足を活装^{とりをき}にして「台^{だい}」と名づけたり。然れども、文の言には、名を存^{ぞん}じて、「折^{をり}」といふめり。『論語』に、「觚^こ、觚^こせず。觚^こならんや。觚^こならんや」とあり。「折^{をり}、折^{をり}らず。折^{をり}ならんや。折^{をり}ならんや」とあり。おかし。人の子として父母を養はずんば、子ならんや。人の民として家業なくんば、民ならんや。【校勘】○い（ルビ）「ひ」を胡粉で消しているだけだが「い」を補った。

3条

〔2a〕○「万物並育^{なるびやういく}して相害^{あひがい}せず、道並行^{みちなみぎ}はれず。」此語^{このことば}、子思^{しし}に始まるか。よく会得^{えとく}したる語なるべし。道に常^{とこ}經^{けい}・変権^{へんけん}あり。常經^{とこけい}を知りて変権^{へんけん}をしらざれば、局促^{きよくくつ}・腐儒^{ふじゆ}をまぬがれず。変権^{へんけん}を好んで常經^{とこけい}を守らざるは、功^{こう}

利・詐譎をまぬがれず。人を評するも亦然り。商湯・周武の変権、伯夷・周公の常経、これ並行はれて相悖らざるなり。然るに、此語を心得あやまれば、調停両可の説にまぎるることあり。差別すべし。聖人常経をときて変権をいはず。いふことをしらざるにあらず。いへばあとかたつきて、人の執着せんをおそれてなり。

【校勘】〇れ 阪大本は「れる」に見えるが改めた。

4条

〔26〕〇昔の「かぢ」といへるは、すべて「ろかい」のことなりと契沖いへり。さあるべし。『万葉』の哥に、「まかぢしげぬき」とよめるは、大舟の左右に、櫓をしげく立たるなり。今いふ「かぢ」は舟にひとつの物なり。舟を正しくするの具にて、もろこしにては「舵」といふ。源重之「ゆらのとを渡る舟人かぢをたえ」とよめるも、「櫓かい」のことなり。「舵」にあらず。何れの時よりか、「櫓」といふ字を作りて「かぢ」とよめり。「舵」の字をいまだ知らざりけるなり。「尾」といふ字を用ひたれば、「舵」のことなること明らかなり。「櫓かい」は、舟の足といふべし。尾とはいふべからず。然らば、古、舵はなかりしやとおもふにさにはあらず。古はことすくなければ、「〔3a〕櫓楫」も「楫」も「舵」も、おしなべて「かぢ」

といひけるにこそ。

5条

〇大人におしなべて、ひとつの癖あり。群臣万人の上におはす故、臣民におとりてはあなどられんとおぼすにより、自らの知をあらはさんとす。これより諫をふせぎ、非をかざり給ふなり。臣民におとりたるを恥給ふはことなりなれば、臣民よりまさりたる人物にならんとおぼすべし。さおぼし給はんには、後世を願ひ給ふてもならず、祈禱をたのみ給ふてもならず、諸芸に達し給ふてもならず。ただ学問の一すぢ、人の神智をまして、君子となり給ふべし。君子となり給へば、臣民は皆おそれて心服すべし。此学問といふもただ詩文を〔3b〕よくし、唐人めきたることのみにては、かへりて人にはこり世にたかぶりてわろし。実学躬行を学びて、其所に至るべし。さなくては、おほき臣民の内なれば、君にまさりたる人ありて、あなどる者あらん。慎み給ふべし。これ君心の非を格左にたゞしくするのひとつなるべし。

6条

〇わが国の桜、もろこしにては何といふやたしかならず。『文選』の詩に「山桜」とつくれるは、今の一重ざくら・

ひがんだくらなるべし。『益部方物志』に、「重葉海棠」といふをあげしるして、「海棠に数種あり、又時に小異あり、惟其盛なる者は重葩暈萼にてよろこび愛すべし。定種あるにあらず」と(4a) いへり。これよく江戸さくらなどに似たり。日本にていふ海棠に重葩暈萼なるはなし。これは、棠梨・甘棠・林檎の類なるべし。およそ海外より来れる草木は皆「海」の字を蒙らしむ。然れば日本のさくららは蜀の重葉海棠なり。この「益部」といふは、蜀のことなり。蜀の北は、西南のはてなり。三呉の地とは万里隔りたれば、目に見たるひともなければ、絵にもかかぬなるべし。

7条

○今、書籍をよむに、「字つき」といふ物あり。貴人に読書を受ける時、此字つきをまいらする礼なり。其制、竹を細くけづり、たけ 書籍のほどにて、本のかたにて節をこめたり。(4b) 授る人、これをおさめ置、外の字つきを用るとなん。三輪執齋子のものがたりなり。もろこしにては何と名づけたるやとおもふに、『孔子集語』に、『史記』田敬仲伝、孔子読易、韋編三絶、鉄撻三折、漆書三絶(「割注…今按するに、この伝に「孔子読易韋編三絶」等のことばなし)、『抱朴子』にもかくいひて、「漆書」のことはなし。又、『王氏

談録』曰、「宋の王洙云、古事相承け伝用而不見二出处一者甚多、如三顔回読書鉄撻三摧、是其一也。」この「鉄撻」、即字つきのごとく見えたり。これを「経橈」ともいふにや。後漢劉尤「経橈の銘」あり。雨伯陽の『茶話』に、「今のものろこしの人、これを『丁馬』といふ」としるされたり。余さきに此等の名あるを知らざりしころ、「字杖」と名づけ(5a) 置侍りしなり。「経橈」の名まされり。

【校勘】○用ると『茗会文談』巻三は「用ることに」に作る。○撻 原文では木へん。

8条

○ある人のいふ、「人家に、嫡庶の分をたて、長子に必家を継するは無用なり。いづれにも、かしこきをえらみてつがしむべし」となり。これ権をしりて、経をしらぬなり。昔、京に富る者あり、三人の子をもちたり。太郎はすこしおろかなり。二郎は頗る伶俐なり。父これにゆづらんとおもひ、やや言にもあらはせり。年の長ずるを待ける内に、二郎、私に商ひをし、大に金銀をうしなへり。父、大に怒り、此心をやめ、「三郎にゆづらんか、ただし、太郎もさせる過失もなければ、これにつがしめんか」と思ふ内に、父、頓死してけり。三人の子ども、「わ

れあととらん」とあら(5b)そひ、親戚(しんせき)の諫(いさめ)をもきかず、死者をさし置(をき)て、おほやけに訴(うづ)けり。「親の死をも悲(かな)しまず、兄弟あだとなり、家をあらそふは、乱民(らんみん)なり」とて、「父の弟の有けるをめし、家をつがせ、三人の子どもは叔父(おじ)の心にかますべし」とさばき給ひしことなり。嫡(ちやく)を立(た)るは経常(きやう)の法なり。庶(そ)を立(た)るは権(けん)を行ふなり。すこし愚(をろか)なりとも、嫡をたて、かしこき二男にたすけをなさしむるを当然とす。ただかしこきを立るといふに定(さだ)むれば、庶(そ)子どもかしこだてをつくりて、父の目をくらます心出来るなり。隋(ずい)の煬帝(やうたい)の覆轍(ふくさく)見るべし。万のこと、経常を迂濶(うがく)とし権を行はんとするは乱の本と心得べし。子思の語に「聖人(せいじん)〔(5c)〕権を以て教へず」とはこれをいへるなり。

【校勘】○行ふ『茗会文談』卷三は「なす」に作る。○権を以て 阪大本は「以権」に作るが、『茗会文談』卷三の表記に従った。

9条

○凡(そうし)叢祠(そうし)〔左(さ)・やしろ〕の神(かみ)たいは、其祝部(はうり)の秘(ひ)することなれば、外人(がいじん)これを知るべくもあらず。神代(かみよ)の神、および天地山川の神ならば、神(かみ)たいなかるべし。幣(へい)などたてて、神明をよするか。しかるに幣(へい)といふは、元来帛(きぬ)をきりた

ちて、神にすすむるなり。神をよすべき物にあらず。『真臘記』云、「真臘国に宮觀(きやうくわん)はあれど、別に像(ぞう)なし。ただ一塊(くはい)の石をおく。中国社壇(ちゆうこくしゃだん)中の石の如し」といへり。中国とはもろこしをさしていふ。もろこしの社といふは、土地の神を祭るゆへ、土を築(つ)き封じ、神(かみ)たいとすることなるに、この文を見れば、後世(こうせい)になりて又別に石を(5d)神体とせりと見えたり。日本にてもさるやしろもありと伝へ聞(きこ)り。又祓串(はひぐし)を箱(はこ)に入(い)て、神のしるしとするあり。心得がたきことなり。

【校勘】○たい「たび」を訂正する。○へい(ルビ)「つい」に見えるが改めた。

10条

○『乾淳歳時記』に、「七月十五日は、道家(どうか)これを中元節(ちゆうげんせつ)といひて、各斎醮(さいぜん)の祭(まつり)あり。寺(てら)には此日(このひ)、于蘭盆(うらんぼん)の斎(さい)あり。人家(にやうか)には、此日(このひ)、先祖(せんぞ)を祭(まつ)る。通例(つうれい)、新米(しんまい)・新醬(しんしょう)・くだものを用ゆ。人々素食(そしょく)するゆへ、魚肉(ぎよく)をさる者、市をやむ」といへり。これによれば、中元(ちゆうげん)の俗祭(ぞくさい)は、于蘭盆(うらんぼん)によらぬことなり。余、津輕(つゆがへ)に在(あ)し、其俗(そのぞく)、七月十四日(しちがつじゅうよっぴ)の暮(くれ)かた、桜(さくら)の皮(かわ)を門外(かど)にたき、幼少(おとこ)の子ども、「おぢなおばなむまごのつくべきにのつく木(き)ちらこちらこ(7a)」ととなふるなり。十五日には、墓祭(はかまつり)をことごとしく

するなり。是も国風こくふうにてうらんぼんの義にあらずと見えたり。

【校勘】○寺 『乾淳歳時記』原文「僧寺」。

11条

○しめ縄なわはむかし「しりくめ縄」といへり。「しりへをこめとどむる」の義ならんか。天照大神のいはより御出ありし、そのあとにしりくめ縄をひきわたし、「又な帰りいらましそ」と、中臣なかつみと齋部いんべとの神まうし給へり。後世、神のやしろにしめをひくは、此意とは違へるが如し。此しめ縄を「注連」ともいふ。『顔氏家訓』に、「今の世、喪ありて、葬りの出る時、門前に火を焼き、戸外に灰はをつらね、道家どうかの鬼章ふだをはり」⁽⁵⁾注連をひくなどの類、人情に近からず」といへり。日本にても、今喪葬の出たるあとに、火をもやす。死者不祥の気家内に帰り入しめじとなり。この時、注連をひくも、死者の魂を再入れじとの為なり。『家訓』にいましめたるは、「子たる者の親の死し給へばとて、かくいみにくむは人心ならず」といへるなり。

12条

○『旧事記』に、「高皇產尊たかみかうむすね勅みことに曰、吾則起をこし二樹天たてあま

津神つひもろぎ離はな及天津磐境あまついわさか於葦原中国あしはらなかつく*に、亦為またに二吾孫みまろの「奉ほう齋さいレ之」とあり。『日本紀』神代巻にも、かくしるされたり。神籬は「ひもろぎ」、磐境は「いわさか」とよむ。此和語きこえがたきにより、『旧事記』の作者、此漢字をあてて其義をしらせたれば、秘する事にはあら(8)ざるべし。文字によりて見れば、「ひもろぎ」は祠廟しろうなり、「いわさか」は神靈しんれいを安置する石函いははなり。もろこしにて

も古石を以て神主を藏る櫃おくとすることあり。『纂諸』には「叢祠そうし、兆域てういき」と解せらる。「叢祠」はさあるべし。「兆域」は墓はかをいへば、ここにならず。さてかくのみありて其いづれ祭る神は、いづれともしるされず。おしておもふに、国常立尊くにとこたちみこと以来の神靈をこめ給ふなるべし。林羅山はやしのつくれる『神道折中』に、この事を論じ、占部家うらべけと平野家ひらのけもこれにより訴論に及べることをしるし、占部家のいへること信用せぬさまに説れたり。

【校勘】○(返り点) 底本ではないが補った。○かならず『茗会文談』卷三も「必ず」に作るが、「かなはず」の誤りか。

13条

○いづれの時にか、僧そうと儒者じゆしやと論ありし時、僧いふ、「我仏(9)法は釈迦しやくかより何代、祖師そしより幾世と伝来あり。そ

なたは孔子より何代ぞ」といひければ、儒者、語ふさかりて答なし。よりてまけたりとなん。後世、儒者に見識なく、唯詩文を作るのみにて、道をしらず。ゆへにかくあさましき事ともなり。もし見識あらば、「我聖人の道は、天下の人ごとにあり。これ天より直伝なり、伝来によりてたつ道にあらず。そなたの道は伝来なければ断絶するにや」と答ふべし。

14条

○人の生れつぎに迂濶なると聡敏なるとあり。迂濶なるに害すくなく、又古風を失はず。聡敏なる人に學術なれば、おほく功利にながる。予が先人は物きそは〔9〕ぬ人にて、老後ほとんど司馬德操の流なり。ある時、人あり、「かん所にゆかん」といへるを聞給ひ、「婦女子こそさはいへ、かはやとこそいふべけれ。」旁に人あり、「やはりせついいなるべき。」かくあれば、これは尤との給へり。かん所、せついいん、豈厠のことならんや。「かは」は外なり、「や」は舍なり。必外にあるものなればなり。古を好み名を正すは、おほく迂濶なり。かはやといへば、婦人、童子のしらぬことゆへ、聡敏なるより見れば、まことに迂濶なり。

【校勘】 ○ければ 阪大本「きは」かもしれない。

15条

○餅にほりものし、手ぬぐひにぬいものせば、無益のことなりと咲ふべし。仏書の発端に「如是我聞」とあるは記〔9〕者の語にて仏語にはあらず。下にかける詞をさして、「われかくの如く聞及びたり」といへるなり。義あるにあらず。然るを、註する人、これに一字一字に道理をつけてとけり。袁中郎も説を付たり。無益の贅言（左…つけこと）なるべし。国の名の「いせ」は、「いそ」なり。「いそ」ははやき義なり。ゆへに枕詞に「神風」といへり。風のはやきなり。詞、「いせ」と転じ、即これに漢字をつけ、「伊勢」とかくのみ。伊勢といふ字に義なし。しかるに、神道者、これに説をつけて、天照大神の御徳をいはんとて、「伊勢といふ字は、人、平らかに生るは丸が力との給へるなり」といふ。大神の御徳はさることなれど、「伊」の字のつくりは「尹」なり、〔10〕「平」にあらず。「勢」の字の上は、「壺」にて「生」にあらず。みづからを「まろ」といふは神代の詞にあらず。かつ、「麻呂」とこそいへ、「丸」とはいはず。これ皆、すぢなきことなれど、愚俗はこれを実と心得るもあり。又、「人家に人丸明神の符を門にはるは何ゆへ」と問ふに、「火とまる」といふことにて、火災を除るなり」といふ。又、血の色は赤ければ、火とし、婦人月事のとまるといふこ

となれば、妊娠(にんしん)を守らせ給ふ御神なりといひて、愚俗に信仰(しんかう)せしむ。愚俗の人、いかほど信ずればとて、何の益(えき)かあらん。かへりて、識者(しきしや)の嘲(あざわ)りとこそなれ。又、人まろは天照大神と一体なりともいふ。『続日本記』に、人まろの名も出ず。すべらきの(10)天が下治めさせ給へりし道に(い)さをし有しこともきこえず。ただ「哥(か)のひじりなり」と貫之(つらゆき)のいへるのみ。いかなればかかる説の出来るにや、その謂(い)をしらず。哥(か)をよくよめればとて国家の益ともなるまじ。且、公任卿(きんとう)は、貫之の哥は人まろにまされりとおもはれけるよし、『江談抄』に見えたり。

【校勘】○人家に『茗会文談』卷三ではこの後に「言伝ふるが如きは皆贅言なり。」という文句があり、一条の終わりとし、その後の「人丸神社…」以下は別条とする(それぞれ卷三37条、38条)。『茗会文談』で『茗話』の文章を改変していると思われる箇所はここだけである。

16条

○唐宋の間、無能(ぶのう)の者を「酒囊飯袋」とそしれり。これけだし、漢(かん)の禰衡(でいかう)が、「荀彧(じゆんいつ)はしめて共にいふべし。其餘(そのあ)は、皆酒囊飯袋なり」といへるに本づけり。ここともとにて「穀(こく)つぶし」とぞいふなる。禰衡(でいかう)がいへる才学機辨(さいがくきべん)なき人なり。今の世、才学機辨あるはまれなれば、酒囊

飯袋をまぬが(11)れがたし。されど人の人たる業をなさば、穀(こく)つぶしの名はまぬがれんか。

17条

*長いので、適宜、段落分けした。

○余が先人の給ひし、「もろこしより經典(けいてん)の渡り(わた)しこそ、応神天皇(おうじん)の御世ともいふべけれ。文字の来りしは、これより先何れの時ならん、知べからず」となり。余、此説(このせ)を述(の)ておもふに、朝廷(てうてい)より、聘唐使(へいたうし)を遣(つか)はれ、又、もろこしの天子よりも、使(つか)の来りしこそ、推古天皇(すいこ)のみ世に始りけめ。これ『日本記』にしるさるるところなり。もろこしの史(し)には、漢(かん)の時、日本の使(つか)の来りしことをしるしたり。況(いはん)や下々にて私にたがひに往来せしは、昔よりなるべし。

人王(にんおう)第七代孝靈天皇(こうれい)七十(12)二年は、もろこし秦始皇(しんしやう)二十八年なり、此とき斉国(せいこく)の賢者(けんしや)に徐福(じよふく)といふ人あり(割注)、「福」を「史記」に「市」に作る。「福」と同字なり。始皇(しんしやう)の暴逆(はうぎやく)をにくみ、日本にのがれ来る。日本の内、いづれの国へ、着(ちか)船(せん)しけるにや。いづれにも土地沃饒(とちよくじやう)にて、風景山川(ふうけいさんせん)、齐鲁(せいり)と同じけれど、神代に近き時なれば、人民はすくなくるべし。徐福(じよふく)これよりおもひより、又もろこしにゆき、始皇(しんしやう)の仙術(せんじゆつ)にまよひし時なれば、おりよしとおもひ、いづはり上書(じやうしよ)し、「海中(かいちゆう)に三の神山あり、名づけて蓬萊(ほうらい)・

方丈・瀛州といふ。仙人これに居る。望みこふ、齋戒して、童男童女とともにこれを求むることを得ん」とまうし上たり。始皇よるこび、童男童女〔2〕数千人をおこし、海中に行て仙人を求めしむと『史記』に見えたり。徐福即童男童女をつれ、日本に來りすみ、つるにもろこしに歸らず。始皇いふ、「徐福らを遣すに億万の財宝を費すに、不死の薬をとり得てかへらず」といかられけり。徐福、これより日本にて村里をかまへ、始皇のあたへける財宝にて、よろづのものをつくりこしらへ、童男童女の成長するまに、夫婦とし繁昌しけるなり。この時、定めて六經を持たり、元より文字をも教へひろめしなり。欽明天皇の御時、秦漢の戸を国々に分ち遣はさる。秦人の戸数、七千五百三戸とあり。これら徐福がつれ〔2〕來りし男女の子孫なるべし。皆秦人なるゆへ、秦をもて姓とせり。

漢人の來りしは、王莽が乱をさけしならん。秦を「はた」といひ、漢を「あや」といふ。「わたし」は「あた」なり。「あた」は「他」なり。他国の人なるゆへか。「あや」は「文」なり。もろこしは文華あるゆへなるべし。徐福は後、紀の国に移りけるにや、熊野に徐福が祠ありといふ。僧絶海が明の太宗の前にて詩?を作りて、「熊野峯前徐福祠、満山藥草雨餘肥」といへり。又『千

百年眼』に葉公春が疏を引ていふ、「徐福多く載珍宝圖史を、至海島得平原大沢を、止王不歸ら。今の倭其種也」といへり。又『隋史』を考ふるに、裴清が日本に使用して〔13〕來りし海路をしるしていふ、「都斯麻國を経て、東一支の國に至り、又竹斯の國に至り、又東秦王國に至る。其人華夏に同じ。又十餘國を経て、海岸に達す」といへり。「海岸」といへるは、津の國・和泉・紀伊の間をいへるか。この「秦王國」といふは、いづくなるをしらず。つくしより東にあたれば、四國・淡路なるべきか。此國に徐福が來りとどまり王となのりし故、秦王國といひしにや。「其人華夏に同じ」といへるは、「華夏」とは、もろこしをいふ。秦人の子孫にて、言語・衣服も尚、その國の風の如くなるゆへなりと、おしておもはるるなり。

かく秦漢の人多く來れば、文字は次第に広がるべし。さ〔2〕なくては、神代よりこのかた、馬子が『旧事記』を作る時まで、故事來歴ども、いかんぞ世に伝らんや。其後、多くの歳月をへて、教へるすべもなく、文章の道うとくなりゆきけるに、応神天皇の御時、百済の阿直岐來たり、日本に本より伝へたる經典を見て、よくよみ説きければ、菟道稚郎子、これにならび給ひ、又王仁、『論語』『千字文』を持來りしを、菟道のみても、又是を師

とし給ひ、文字の道、世にあまねく行はれけるなり。かくの如くなれば、応神天皇の御時、始めて文字の来りしとおもへるは、もとより誤りにて、經典これよりはるか先に渡りしなり。

日本のことをもちこしの『古書』にせるせしは『後漢書』に始れり。其日本伝に曰、「自漢武帝滅朝鮮、倭国使通於漢者三十許国、皆称王、世々伝統、其大倭王居邪馬台国」とあり。およそもちこしの人、日本ことをしするすは、おほくはあやまりなれど、又元来なきことをつくりて、いはんやうなし。しかれば、漢武帝の時、すでに使を遣はされしなり。これより、もちこしをさして、漢とはいへるなり。武帝の時は、開化天皇にあたる。此時上神武天皇を去ること、五百餘年なり。けだし朝廷の政教やうやくおとろへ、西方の国々ほしゐままにて、みづから王と名のりて、漢に使を遣しけりと見えたり。後世にさる例あり。

〔4b〕足利氏の時、良懷とまうす南朝の皇子、筑紫に居て、日本国王と称し、明朝と往来せしことありき。此こと、『明史』の日本伝にくはしくしるし、ここに「大倭王はやまとの国に居る」とかきたれば、正統の天子のおはしませしことは、漢人もよくしれり。『日本紀』を考ふるに、開化天皇の次のみかどは、崇神天皇にておはします。聖

主にて、政をあらため正し、四道の將軍を遣し、日本国中を帰順せしめ給へり。これ開化天皇の御時、王道中ごろおとろへ、崇神天皇に至り、中興し給へる証なり。又『日本紀』神功皇后、摂政三十九年、四十年、四十三年の注に、魏の明帝景初三十年に、使を魏につかはされ、魏主髦正始元年、魏の使来り、四年に又使をつかはさるることを『魏史』を引てしるされたり。其おもむき、今の『魏志』にたがひなく、猶委しく書せり。正始四年には、「倭王因使上表答謝恩詔」とあれば、この上表の文章など、日本人の書しなり。

これらによりて見れば、文字の来りしこと、神代よりのことならんもしるべからず。神武天皇の御時は、周恵王にあたれば、神代は、殷の末、周の中比までにあたるべし。其時の文字は古文字にて、もちこしにても後世にてはさだかにしられざれば、かの神道家に神代の文字ありといふは、もちこしの上古の殷の代の文字にてあらんもしられず。

【校勘】○人王『茗会文談』卷三は「人皇」に作る。○すべ 阪大本は「とす人」に見えるが『茗会文談』卷四により改めた。○(返り点) 二になつていたが改めた。○武帝 後からの挿入。○此ことゝしるし 書眉にあり、この箇所へ挿入を指示する。『茗会文談』卷四には見え

ない。○みかど 阪大本は「みと」だが、『茗会文談』巻四により改めた。○書せり 阪大本は「出せり」に見えるが『茗会文談』巻四により改めた。

18条

○もろこしの文字は、昔たれ始むるともなく、漸々に出^せ来^るるなるべし。およそ文字の始は画^く図^となり。これを象形^{さうけい}といふ。「耳^{みみ}・「目^め・「鼻^{はな}・「口^{くち}・「手足^{てあし}」の文字、皆其形^{かた}を象^さがきたるなり。蒼頡^{そうごつ}に至りて、備りたるならん。『淮南子』に、「昔蒼頡作書而天雨^{あは}粟鬼夜哭^{もろこす}」といへり。これは民苦しみ、偽りのこころ出来るをいへるなり。この文字、よきことのみに用ひず、あしきことにも用ゆればなり。あり来れば、なくてはかなはねど、慧眼^{えがん}をひらき見れば、文字は世の多事^{たじ}をひらくなれば、『淮南子』に『老子』の意にもとづきてかくはいへり。百年以前は士大夫の中にも、文字しらぬ人ありしなり。それにて、ことばととのほりしなり。猶盲人^{もうじん}の世を渡るが如し。今の世は、負販^{ふはん}の者も、皆^{みな}文字を知れり。さればとて昔よりよき事もなし。余、江戸に在し時、匠人^{だいく}に儼質^{えんしつ}をやりて、「うけ取のふだをかけ」といふに、「我は、人の受とりはとり、人に受とりはやらす」といふ。「こはいかに我まなることをいふぞ」といふ。「さればとよ、

人は物わすれして、とりしものをとらぬといふにより、うけ取をとり置なり。われはものかかぬにより、かへりて物覚えつよく、うけたることは、いくとしをへてもわすれねば、一生の内、ふた度とらんとは、決してもうさぬとによりて」といへり。ことわりなるまうしやうにあらずや。人々かく誠実ならば、ものかかぬともさはることあるまじきなり。

【校勘】○たるならん こちらへんの書眉に「六書」とある。

19条

○太平百四十年、人、干戈^{たかみ}を見ず。人民大てい曾祖^{ひぢふ}より以来、(66)無為^{ぶゐ}の化^{くわ}に浴^{よく}す。曾祖より已前は兵革^{たかみ}の間に奔走^{ほんそう}艱難^{かんなん}せしなり。ゆへに昔のこととり失ひて分明ならず。四五代前の祖はいづくに在しやらん、名のみ伝ふるおほし。上古のことは、夫ゆゑ詳^かならぬもことわりなり。大人のあとを見てはらみ、卵^{たまご}をのみて産^うし、竹の内より生れ、又、蜀^{しやく}の皇帝^{みかど}の祖は天より下りしなどいへるは、其先のしらぬゆへ、其説を神にするなり。

【校勘】○ゆゑ 阪大本は「いく」に見えるが『茗会文談』巻四により改めた。原本の表記は「ゆへ」であつた可能性が高い。

20条

○古語に、「禍わざはひ從みづか口出、病やま從みづか口入」といへり。朝あさと盥てあらい嗽くらすの水をながしやるみぞにいささかなるものとどまれば、あとよりゆくもの、又それにかかりかかり、みぞ溝みづうれば、水あふれて外をゆき、又はさかさまに来る。人の病やまかくの如し。食物とじこほ滯とどより起る。必しも毒どく物もののみにあらず。水の流れて滯とどらぬ如くなれば、腸胃ちやういの間すくやかなり、すくやかなれば、外邪くわいじやを受けてよく治す。五行ごうぎの説も無益むやくなり。運氣うんきの論も贅言ぜいげんなり。これをさとさば、人皆ひと天年を保つべし。

21条 *長いので、段落分けした。

○神代じんのことは、存ぞんしていはざる限りなるべけれど、『旧事紀』『日本紀』のおもむきによれば、あらあらしられ侍り。天照大神、みことのりしての給はく、「瑞穂の国は我子押穂耳尊のしらすべき国なり」とてつかはさんとし給ふ。尊のたまはく、「うめる所の児を遣はすべし。」太神みことゆるし給ふ。よきて、饒速日尊、即すなはち河内国河上嵯峯に至りまして、又大和国鳥見白山に移りまし、⁽¹⁷⁾長髓彦みづのへのむすめを妃とし給ふ。御子をはらみ給へるころ、尊かくれ給ふ。太神又押穂耳尊を遣さんとおぼすに、尊の御子瓊々杵尊生れさせ給へば、これをもて尊に代て遣

さんとの給ふ。太神又ゆるし給ふ。是『旧事紀』にのする所なり。さて、この詔みことりをの給ひし時、太神おほなかみはいづくにおはしましけるといふに、天上に居ませしなり。天上とは其説そのせつを神にするの類しんにて、其実じつは筑紫の日向の国なるべし。瑞穂の国を豊葦原中つ国ともいへり。筑紫より海うみを隔て、東北の地、長門の国より東をさして、中つ国といへるなり。神武天皇の詔詞みことりに「治をさむ此西偏にしのはて」との給へるも、中つ国に対しての名なり。長すね彦、大和国の⁽¹⁸⁾人なり。これを『旧事紀』天孫本紀の中に、「中つ国の、人このかみ、長すね彦」としるせり。饒速日尊、長すね彦がむことなり給ひ、いくほどなく、大和にてかくれ給ひ、中つ国、又みだれしゆへ、瓊々杵尊を遣さるるなれば、これも又河内大和のかたにおはすべきことなるに、三紀ともに、「瓊々杵尊、日向の国にあまくだり給ふ」とあれば、大に矛盾むじゆんせり。然らば、日向の国へは、いづくよりあま下り給ふといふに、神書を解ひかする人、又天上よりといふなり。これらの説は、仏書の三十三天の説にならひて、蒼々たる虚空くうくうの中に都みやとありておはしますとするなり。信ずるにたらず。抑、『旧事紀』をつくれる馬子は仏者なれば、三十三天を信じ、且筑紫に⁽¹⁹⁾おはせしとすれば、辺鄙へんびなるを嫌きらひて、実に虚空くうくう中に都ありとせるにや。しかるに、此を実とせば、虚空よりあま

下り給はんには、何のさはりもなく、直に中津国に下り給ふべし。いかなれば、はるばると西の日向に下り、又、それより路次さまざまの神たち、阻隔し給へるをしのぎて、中つ国にゆかんとし給ふや。是不通の説なり。「孝徳天皇、白雉五年二月、遣大唐大使大錦上高向玄理到于京二、奉觀天子二。於是、東宮監門郭文举、悉問日本国之地理及国初神名一。皆随問而答。」玄理卒於大唐」と見えたり。玄理、唐にて身まかりぬれば、日本のこと委しく唐人にものがたりせしならん。『唐書』日本伝曰、「其王姓阿(19a)毎氏、自言初主号天御中主。至彦瀲一、凡三十二世、皆以尊を為号と、居筑紫城に」云々。この筑紫といへるは即日向なり。唐人のいふところ証とするにたらねど、「自ら言」とあるは、かの玄理のものがたりしけるを書しるせるなるべし。つくりていふべくもあらず。『神代卷直指抄』に、天の浮橋の注に『秘典府抄』を引て、「日向の国のあまかたといふところなりといへり。其抄の實義篇にいはいく、『神代には、伊弉諾尊、日向の国に皇都をたて給ふ。これを天上とまうす』」、云々。『神代』とまうすも、人代にてさぶらふなり。「天上」とまうすは、神代の禁裡なり。雲のうへなどまうすところなりと書て、『秘典抄』の説の如くなれば、實事に(19b)おぼえ侍れど、

普通ふつうに人の信用せぬ事なれば、先筆をさし置といへり。

右にいいへる事どもにて察すれば、此詔をの給へるは天照太神、つくしの都にてのことなり。又、余日向の^{われ}飲肥^{のみづか}の人にたづねしに、高千穂の峯には、天照太神の岩や今にこのりありとまうすなり。すべて日本の風氣、西方より開けたり。東には国なく、西には近くもこしありて日本より早く開けたり。其氣運次第に東すると見えたり。又、三紀ともに「某の峯に天降ります」とあるを、「某の峯よりあま降ります」とよみあらためば、右の説にかなふべけれど、『日本紀』神武天皇の詔に、高皇產靈尊、大日^{20a}靈尊の詔を瓊々杵尊かふむらせ給、天上より降り筑紫に仙蹕^{せんびつ}をとどめ給ふて多くの年月をつみ、帝に至りて始めて東征し給ふやうにかきなされたり。この「天上」を又先の如く、仏説にならひて見れば、滞ることなけれど、さることとはなきことなれば、天照大神已前の御神おはしましし所つるにしろべからず。後世、呉^ご太伯^{たいはく}のことをいひ出せる、これによりておもひ合せていへるなるべし。さてこの神武天皇の詔は、唯『日本紀』のみにあり。『旧事紀』等になし。これも亦いぶかし。『梁書』^{れいしよ}の倭国伝にいわく、「倭者自言太伯之後^{みづかみよりいひはくのち}」とせり。梁の時は、日本の顕宗・仁賢^{にんけん}（20b）の二帝の間にあたれり。これも「自ら言ふ」とあれば、その前、日本

よりもころしに渡りし人の、かくいへるなれば、天照大神を呉太伯とまうすも、ふるくいひならはせり。近世もろこしびるきの儒者のいひ出せるにはあらず。

【校勘】○即 阪大本は「告」に作るが、『著会文談』巻四により改めた。○かんもん(ルビ) 阪大本は「かんあん」に作るが改めた。○飫肥 阪大本は「飯肥」に作るが改めた。

22条 *段落分けした。

○まろがなの「ん」の字、いづれの字なること、明らかならず。通用の字は「无」の字といふ。似て非なり。昔は日本にて「毛」の字を「ん」とよめり。「毛」の字の中の二画をはぶきにて、「ん」とするなり。『万葉集』に多く用ひたる中に、尤疑なきは、防人の哥に、「やそ国は難波につどひ 舟かざりわがする日ろを 美毛比等母我母」とかきたり。これ「見ん」の「ん」に「毛」(21a)の字を用ひ、「も」にはかへりて「母」の字を用ひたり。哥のころは、「我舟をかざる日を我おもふ人に見せまほし」とよめるなり。「日ろ」は唯「日」なり、「ろ」は助字なり。

又かたかなの「ム」の字は、通用の説は、「牟」の字なり。似て非なり。「ム」は、「某」の字と同じ。『老学

庵筆記』曰、「今人書スレムト以為レ俗、然ルニ『穀梁伝』二年『蔡侯鄭伯会于鄧ニ』、范甯註云「鄧ハムノ地」、陸徳明『釈文』曰『不知其国ヲ、故云レムノ地ト』とあり。古は日本にても此字を用ひけり。『延喜式』東宮式云、「凡十二月晦日、神祇官大^{ソレ}中臣ムノ麻呂」と書せり。これこの祓の事は、必大中臣氏のいづれなりともとり行ふにより、だれと名をささずして、「ム」とかけるなり。「まろ」は(21b)男子の通称なり。此「ム」の字の音、『正韻』には、「謀、上声」とす。「む」の声なり。此によりてもふに、かたかなの「ム」は、即「某」の字なり。

23条

○いづれの時、いづれの所にやらん、小笠原楓庵といひて神道を説く人あり。つねに、「四海困窮天禄永終、嗚呼、ひきき見識なるかな」といへり。三輪執斎のものがたりありしなり。近きころの儒者に、「孔子の楚にゆき給ひしはあやまりなり。世に用ひられ給ふとも、管仲の事業をなし給ふに過ず」といひ、このころ名もしらぬ人の著せる書に、秦始皇を寛仁の君とし、其始めたる功は孔子にまされりなどいへり。堯舜孔子をそしり秦始皇をほむ、「邪説民を誣る」とはかかることをや(22a)まうすべき。かの楓庵は神道者なれば、『書経』の文面を会得すまじ

ければことほりなり。且此二句、古注、新注いづれも通じがたし。別に論ぜり。

24条

○雨森芳洲の著る『橘窓茶話』曰、「『莊子』所謂七十二鑽、人莫知^レ其義^ヲ」。又以「卜字」為象形^ト、亦不曉^二其意^ヲ。余到^二對馬^一、始見^二其法^ヲ。相伝神后征^ス韓留^二卜者十家^ヲ於此地^ニ云。今僅存^二二家^ヲ、乃賦畝之家既無書籍、口々相伝^フ、其詳不^レ可^二得^テ而知^一焉。」芳洲又『たはむれ草』を著し、其中にその卜兆の体を粗のせられたり。たづね見るべし。『三代実録』貞觀十四年にいはく、「伊岐宿禰是雄^ハ、伊岐島人也。始祖忍見足尼命自^二神代^一、供^ケ龜卜事^ヲ」。是雄尤究^二其要^一と見えたり。壹岐・對馬、ならべる島なれば、今残れる卜家は、是雄の末にもあるべし。

【校勘】○畝 左に鍋ぶたがあるが改めた。

25条

○凡やしるに夏祭のあるは、京の御霊会を濫觴とす。「貞觀五年五月廿日、於^二神泉苑^一修^二御霊会^一」云々。命^二雅樂寮^一伶人作樂、以^二帝の近侍兒童及良家稚子^一為^二二舞人^一、大唐・高麗、更出而舞云々。聴都邑人出

いりてはあまに見るを入縦観。所謂御霊者崇道天皇・伊豫親王・藤原夫人及觀察使橘逸勢・文室宮田麻呂等は也云々。毎^レ至^二夏天・秋節^一に、修^二御霊会^一、往々不^レ断令里貫士^ニ觀^一。粗^ニ馳射^一、膂力之士粗^ニ楊相撲^一、騎射呈^レ芸走馬爭勝、倡優嫚戲、遙相誇競、聚而觀者莫^レ不^レ填咽。(23a)遐迩因循、漸成^二風俗^一とあり。今の夏祭に必なくさみごとのあるも、昔よりのならはしなり。これ正祭ならぬによりて、かくありけるならし。此風あまり甚しくなりたるゆへ、同七年六月十四日「禁^二京畿七道諸人寄^二二事^一御霊会^一、私聚徒衆走馬騎射^一。小兒聚戲^ハ、不^レ在^二禁限^一」とあり。今も大人のいとなみこしらへたる事なるに、「子どもなかま」など標^{*}するなり。

【校勘】○里貫士 『茗会文談』巻四は「里貫子弟」に作る。原文は「童貫之子」(下文)。○標 阪大本は「標」、「茗会文談」巻四は「称」に作るが、第55条に「標せり」という表記があることにない改めた。

26条

○『袁中郎集』に、「蘇東坡いふ、江陵南門外に石あり。かたち屋宇の如し。地中におちいりて、猶其せなかを見る」とあり。これ播磨の石の宝殿の類にて、石櫛なるべ

きか。

27条

○土地をかぞふるに、「一つぽ」「二つぽ」といふ。予おもふに、「一畝」「一^{23b}歩」、ともに同じ声なれば、まざるにより、「一畝」は、定れる声にてよみ、「一步」は、「一」を「ひとつ」とよみ、「歩」はにごりてよみ、「ひとつぽ」とせるならん。「坪」の字は、只土地の平らかなるなり。人家の樹木を植たる所を、『源氏』に「坪先栽」といふ。これ、つき山ならぬはき庭に樹をうふるなり。これ、平地の心なり。

28条

○費隱^{ひいん}禪師は隱元^{いんげん}禪師の法眷^{ほつけん}なりといふ。この僧、『中庸』の費隱^{ひいん}の章をよみて、仏道をさとりて、即名^なとせりと語り伝ふ。「費隱」にてさとりたるとも、これは儒書なれば、おほかたの僧はかくあるまじきに、儒釈^{じゆしゃく}の差別をたてぬは、真率^{しんそつ}にて愛すべき心ばへなる僧なり。しかるにこれだ「隱」^{24a}の理のみをわきまへ、「費」^ひの理を会得^{えとく}せざるなり。「費」の理を会得せば、円頂^{えんちやう}方袍^{ほうぽう}に安んずまじきなり。

29条

○戒・定・慧の三つをもて、貪・瞋・癡の三毒を治る、これ仏法の要なるべし。禪家の観心見性も、この三つを修せざれば至るべからず。其おもむき、『六門集』に見えたり。しかれば、頓悟^{とんご}といふことは信じがたし。

30条

○「つむぎ」とは、「つむぎ絹」といふことか。『急就篇』に、「紬^{ちゆう}は^鹿（左・あらき）繭^{けん}（左・まゆのわた）を抽^ひき引^ひて紡^{ほう}（左・つむぎ）して織^おる」といへり。よくかなへる注なり。日本にては、つむぎて後織るゆへ、「つむぎ」といひ、もろこし人は、抽^{ちゆう}て織るゆへ、「紬」と名づく。いづれも用語をもて体とせり。^{24b}又、一種の「山まゆつむぎ」といふあり。山谷の間にをのづからに生ずる繭あり、是にて織れるなり。『書影』といふ書に、「この絹、五善を備ふ。染ずして自然の彩あり。洗ひても色かはらず。常に着てやぶれず。華美ならず、又、野鄙ならず。吉凶に用ひてよきなり」といへり。又、「天蚕糸」といふものあり。もろこしの南方の国より出づ。一種の蚕繭なり。このまゆをほどこきたる糸なり。おほく寧波^{ねいぱ}の舟にのせ来る。漁人、鯛・鱸をつる糸に用ゆ。甚つよく、水中にて水とひとしき色なる故、魚よく餌につくとなり。

【校勘】○彩あり この三文字、後からの挿入。

31条

○釣^{つり}はりを「ち」といふこと、神代巻に見えたり。西国の方言^{ほうげん}〔25a〕なるべし。かのでぐすを釣^{はり}なわにするは、釣のもと一二尺の間はよきてぐすを一すぢ用ひ、それよりおとれるを二すぢ・みすぢ・よすぢとつなぎあはせて長くす。その鈎^{かぎ}のつくてぐすを「ちもと」といふ。「鈎のもと」なり。しかれば、神代の言、西国には残れり。

32条

○民間^{みんかん}に三子^{みつこ}を生めば、おほやけよりたまものあり。古も又しかり。もろこしも亦しかり。延暦二十年六月、「参河国碧海郡人漢人千倉^{あへのくらめ}売一産三子^{さんし}を、賜^{たまふ}三稻^{さんいね}三百束^{さんひゃく}。」大同二年、「近江国蒲生郡秦刀自^{はたのとじめ}売、一産二男一女、賜三稻^{さんいね}三百束^{さんひゃく}。」此外、処々に見えたり。「越語^{えつご}」云、「生三人^{あたふ}、公与^{こうよ}二之母^ふ。」注に「母^は、乳母^{にうほ}なり」と見えたり。是皆生齒^{なまめは}のおほきをよろこばせ給ひ、且養育^{やしよく}〔25b〕のためなるべし。

33条

○「鴟尾^{しび}」を「しゃちほこ」とよむ、いかなる訓にやし

らず。『湘^{しやう}（ママ）素雜記^{そざつぎ}』に「蛭尾^{しび}、『蛭^し』は、海獸也。今人誤作^ニ『鴟』字^ニ。漢武作^ニ栢梁殿^ヲ、有^ニ上書^{スル}者云、蛭尾^ハ、水之精、能避^ニ火災^ヲ、因置^ニ蛭尾象^ヲ于上^ニ。古老伝云、蛭^ハ聳^{あは}尾^お出^で于頭^上。」かくの如くなれば、ふるくあり来れることなり。又これを「鴟吻^{かん}」ともいふ。日本にて史に初めて見えたるは、「天慶五年正月廿五日、有^レ狐、登^テ居^ル美福門^ノ東鴟尾^上。」又、「七年八月、太極殿^ノ西鴟尾^ノ、半折^{レテ}而落^ツ。」とあり。「鴟^し」は「鴟^し」と同じ。「鴟尾^し」に「くつがた」と訓^{くん}あり。是又いかなる義をしらず。

34条

○伊勢のいみ詞に、「寺」を「瓦ぶき」といふ。ある人のいふ、「禁裡^{きんり}並に〔26a〕諸王公卿の家にも瓦ぶきなし。古法なり」といへり。しかるに、「聖武紀」に、「神亀元年、太政官奏^{シテ}言^ス、上古淳朴、冬、穴居、夏、巢栖。後世聖人代^ルニ以^テ宮室^ヲ、亦有^ニ京師^ヲ、帝王為^レ居^ト。万国所朝^{スル}、非^{レバ}是^ニ壯麗^ニ、何^ヲ以^テ表^{セン}德^ヲ。其板屋草舍^{イタヤワラヤ}、中古遺制、難^ク營^{イとなミ}易^{シテ}破^{ヤツレ}、空^{ツク}彈^{タル}民財^ヲ。請^{コフ}仰^セ有^ニ司^ニ、令^下五位已上及庶人堪^レ營^ム者^{カマヘ}、構^{カハラ}立^{ヤネ}瓦舍^ヲ、塗^{シテ}為^ニ赤白^上。奏^{シテ}可^ス」と見えれば、寺のみ瓦ぶきなるにあらず。

【校勘】○「(返り点) ないが補った。

35条

○伊皿子いさらごの魅めいは名産めいさんなり。其ゆへは、昔、天野弥五右衛門といひし人、此魅めい作ふる家の前渡りせしに、桶をけの内に両足りょうそくさし入いて、物をふむさましたる男あり。いぶかりて、従者すさねして尋たづねしむれば、魅めいをこしらゆるなりといふ。天野いかりて、²⁶⁾「魅めいは仏にも奉り、貴人・高僧こうそうめめす物なるに、汝なれらがすねにていとなむことやある。手して作ることはならぬか」とあれば、「手しても作れど、足にてふむのはやきに似ず」といふ。ますます怒いかり、「利りを得んとて、無礼不義むれふぎす。いとにくきやつばらかな。以後手してつくれ。足もてつくらば、この家を崩くづしほろぼさん」とののしる。魅家めいけもてあつかひ、かしこまりけるを、「いやいや、そのみにてはやすからず」とて、里さとの名ぬしをよび出し、「以後手にてつくらすべき」といふ証文とりてゆるしけり。これより、「いさらごの魅は清浄しやうじやうなり」と、求めかふ人おほしとなん。かの天野は、天草あまぐさにて戦功せんかうありし人、善ぜんをよみし、悪あく ²⁷⁾をにくむこと、いとせちにて、ありがたきもののふにてぞありける。

【校勘】○不義す 阪大本は「ふなす」に見えるが改めた。
『茗会文談』巻四は「をなすは」に作る。

36条

○『全浙兵制』は、昔、京都將軍あしががきょうぐんの末すえごろ、日本日本の不逞無頼ふていむらいの輩たからもろこしにゆきて、人をころし、資財うばを奪うばひとる。浙江せつかうの地、最甚がいしく害がいをかうむる。これを倭寇わこうといひて、もろこしの人、虎狼とらおほかみの如くおそれけり。委くはしくは『明史』の日本伝にいへり。このためにあらはせる書なり。其中に日本の風俗ふうぞくをしるせり。哥あをもおほくあげたる内に、「世中の人は何ともいはし水すみに^{*}に^{*}ごるおば神ぞしるらん、かくのごとくかけり。読法どくほう ^(左：よみやう)」
「揺那乃よのな ^(マ) 隔那か ^(ひとはな) 許多ひとはな 外南ぐわいなん 尼多にだ 木き 以外い 矢密やみつ 辞し 四密すみつ 尼に 過而ぐわ 和白わく 革密かみつ 所矢而しよふし 頼奴らいぬ」 切意せつい ^(左：こころをとく) ^{ニゴリスム}、
「世中ノ好友こうゆう ^(左：ヨシアシ、) 人ハ難ニ分別ぶんべつシ、如ニ水混清みづまじりノ、
²⁸⁾ 唯有二神ノ識シル。」この訳、おほやうはきこへたれど、哥あの意に切なりとはいひがたし。

【校勘】○ともがら(ルビ) 阪大本は「もろこし」と書いた横に線が見え、削除を示唆するようでもある。明らかな誤りなので改めた。○み・ご・お 『全浙兵制考』ではかなをまねて書いているので不明確だが、おそらく「み」「こ(許)」「お(於)」。○訳 阪大本は「譯」に作るが、「譯(訳)」の誤りだと考えて改めた(『茗会文談』巻四も「譯」に作る)。

37条

○「秦策」に、「恒思有^二神叢^一」。注に、灌木中有^二神靈^一、托^レ之^二。『墨子』に、「建^レ国を必^レ択^二木之脩^一茂者^一、以^レ為^二叢^一位^一」。『史記』に、「叢祠注、『索隱』に曰、神祠ハ、叢樹也。」「叢」は、樹木おほきところをいふ。これ皆、樹木多き所を神のいます所とするなり。日本も又しかり。三輪の杵をもて神のいます所とし、哥に「もりのしめ縄打はへ」などよめる、この類なり。しかれば、「叢」の字を「もり」とよみてよかるべし。「社」の字を用ひて「もり」とよむことは、僧契沖説に、「杜」の字の誤りといへり。さもあるべし。『日本紀』にすなはち「社」の字を「もり」とよめり。(28a)余按ずるに、「もり」とは、「守り」なり。「鎮守」なり。其所を守り給ふ神のいますなり。「まもり」の「ま」を略し、「もり」といへり。『万葉集』に、富士山を「国のしづめ」とよめる、此心なり。『爾雅』にも、其国中の大山を鎮^{ちん}といへり。又「社」の字を「こそ」とよめり。『日本紀』に、「神社」といふ姓あり。「かみこそ」とよむ。「やしろ」を「こそ」といふこと、其義をしらず。「姫こそ」は「姫社」、「こそべ」は「社部」なるべきか。

38条

○小笠原侯の家臣^{かしん}ながし、愛^{あい}せる削刀^{さうとう}(左^さこがたな)あり。其柄は、祐乘^{ゆうふじやう}とやらの彫^{ほり}たる、義経馬上の図^ずなり。ある時見れば、義経のきたる胄^{せう}落^{おち}失^したり。おどろき、つらつら見れば、其あとに、錫銅^{しやくどう}にて、髪^{かみ}をつかね、其上に銀^{ぎん}にて抹額^{ばく}せり。主人益^{ます}感^{かん}じ(28b)秘藏^{ひそう}せり。此かぶと、もし落^{おち}失^しざらましかば、いつまでも髪^{かみ}・はちまきのたくみは、人に知られざらまし。古の名匠^{めいじやう}はかく心を用ひたり。ありがたき心ばへならずや。

39条

○因果報^{いんぐわはう}の説は、西域^{せいよく}の書のもろこしに入来^{いりき}りしより始^{はじ}れり。然るに、余をもつて見れば、仏書来^きらずとも、後人いひ出べし。『中庸』に、「かくれたるたることをもとめ、あやしきことを行ふ、後世述^{しよ}る者あらん。われはこれをせず」とあり。又『書』にしろせる「福善禍淫」の詞を、心得あやまらば、仏説に近かるべし。今、人、財宝をもて人の窮を救はんに、其人、後に富てこれにむくひば、益^ぎ義心^{ぎしん}を生ずべし。もし不仁にてむくふことなくば、人(29a)を救^{すく}ふ心おこたらんか。此時、因果報^{いんぐわはう}にてすませば、乗除^{かへり}して、とがむる心なかるべし。福善^{ふくぜん}禍淫^{くわいん}にのみ歸^きしては、司馬遷^{しばせん}が伯夷^{はくい}伝に疑^{うたが}へるが如く、

常人はさとすことあるまじ。『淮南子』に三代の王者及び孔子の子孫の長久をいひて、陰徳・陰行に帰したり。これ聖人を尊ぶ心より説を立たるにて、必しもしからず。ただ是偶然なり。此偶然なる所に天意あることを知らば、達者といふべし。道をしる人は、唯眼前すべき事をするのみにて、後のしるしに目をつけねば、因果報応をいふに及ばず。

40条

○平・上・去・入の四声はもろこしに限らず、いづくにもあるべし。〔29〕日本にていはば、闇の「ひ」は平声なり、日の「ひ」は上声なり、火の「ひ」は去声なり。〔畢〕東国の人、「上」がたの人の四声をわかつといふを、無益のこと」といひければ、「今、諸侯の第宅には、『門に門をつくる』といはば通ずべからず。『門に紋をつく』といひてこそよけれ」とまうしてわらひけり。此「門」「紋」の声のことは日本の今の人のいふ声なり。実の声は、「門」「紋」ともに平声なり。もとより、今の唐音とはたがへり。上方の人、四声をいひわくれど、いづれが平、いづれが上、去といふことはしらず。さきにいへるにてさとすべし。語のしやうにていはば、一は平声、一は上声、一は

去声なり。〔30a〕入はつめる声なり。

41条

○「新撰六帖」の哥に、「ひつ河のきしにほへるかば桜、ちるこそ春のとちめなりけれ」、また、「あふみなるひもの里のかば桜、花をばわきて折る人もなし」とよめり。これひつ河・ひもの里に、必しもかば桜のありてよめるにあらず。「ひつ」といひ、「ひもの」といふより趣向をおこし、「とちめ」といひ、「折る」といふ縁語を求めてかば桜をよめるなり。今、ほととぎすを待哥をよまんに、待兼山のみにては、あらたなる趣向はいでこず。まつほの浦・松尾山・まつちの山など、ほととぎすをよみ来らねど、これにてよまば、趣向も出来べし。されど、法禁の定まりたれば、ほしるままにはよむ〔30b〕べからず。

42条

○姪肆・戯場ともに正しからぬことなれど、姪肆は、客居の人、又は少壮の者、情をやりて、大なる非礼をせぬといふとり所もあるべし。戯場は、何のとり所なく、世の風俗をそこなふ患あり。殊に婦女子これを見て、其さまにをのが形をうつし、心をたはれしむ。されど、俗

人の好み見るは、とがむるにたらず。心ある人の好み、又は妻子をゆるして見せしむるは、いかんぞや。姪肆につきて、尤笑ふべきは、齊桓公の時、女閭七百あり。皆寡婦を用ひ、其征をとり、軍用に供すとあり。是功利におぼれて廉恥を捨たるなり。王者正^{31a}しき政あらば、軍用はいづくよりも出べし。西域の龜茲・于闐の国々にも女肆を置いて、其錢を征すと見えたり。是又夷狄のする所、論ずるにたらず。今の世、人家の子弟、おほく放蕩して、身をうしなひ、家を破る者、これよりおれば、これも亦うれふべきなり。

43条

○『文中子』に、「北山黄公は医をよくす。飲食起居を先にして、針灸を後にす」といへり。凡人かく心得べし。飲食に心を用ひず、酒色にふけり、起居時ならずして、病むときは針藥にて治すべしと、医をたのむ輩は、おほくは鬼録に名のとまりたる人なるべし。

44条

〔31b〕朝鮮人参の上品なるは、金六七両をもて、参一両を買ふなり。此一両は、四匁三分なり。古は勿論、後世ともあるまじき価なり。これ死すべき病も人参にて生

べきとおもふ、おろかなる心より、かくなり行なり。みだりに人参を用ひて、生べき命の死するをしらざるや。朝鮮人参の日本に来れる、其始、史に見えたるは、聖武帝天平十一年に「渤海国王欽武（ママ）、使を遣し、大虫皮・羆皮各七張、豹皮七張、人参三十斤、蜜三斛を献ず」と見えたり。渤海国は高麗の後にて、朝鮮の内、北によりたる国なり。「大虫」は虎なり。唐の時、唐帝の祖先の「虎」といふ名をいはで付たる名なるべし。

45条

〔32a〕○「あんばい」といふ詞は、即「あちはゐ」といふ詞の転じたるなり。「塩梅」といふ文字の「あんばゐ」とよまるるにより、こごかしき者これなりとおもへり。又、「安排」といふは別のことなり。この類多し。「しだり柳」は、「しなひ柳」なり。「枝垂柳」と文字をうめたるは誤りなり。

46条

○朝鮮の国には、何事によらず、あらたにはじめ出すことは、国王より大禁なりと聞えたり。ことはりなるかな。『莊子』に「機智ある者は機心あり」といへり。つらつら見るに、世の風・人の俗は、ゆたかならぬは、皆こ

の機智きちよりぞおこるなる。すこしく才さいありて、利をむさぼる者、必かならずこの機智を用ひ、⁽³²⁾ことをあらたに始め出すなり。農家のうかに用る稲いねこき・千石せんごくとほしといふ物は、近きころより始めり。その前は稲を管くだみにてしごき、箕みにて簸ひたり。今此器このきを用れば、其功倍きこうばいするゆへ、世こぞりてこれにおもむく。古、管箕くだみを用ひてことのすみたれば、それにてすませたるぞよき。此新器しんき出来れば、をのづから用ひざればかなはぬ勢いきほひとなれり。これをおして思ふに、我國の往古わうこ、外国の教くわいこく入来しんきらぬ先もよく治まれり。よく治まりたれば、制度・文ぶんをものづから出来るべし。いまだ出来らざる内に、外国の教をしへ入る来るゆへ、幸としてそれを用ひ給へり。猶稲いねこき・千石とほしの如し。【校勘】○わうこ（ルビ）「わうご」になつていたが、濁点は下の「くはいこく」に付くべきものだったと考えて取つた。

47条

^(33a)○『津逮秘書しんたいひしょ』の中に、杜五郎とごろうが伝あり。此五郎、売薬ばいやくをいとなみとしけり。其郷ききやうに、家業かげふを失ひて貧まつしくなりたる人、おほく医者いしやとなりたり。五郎、「売薬は医者いしやのために害がいする事なり。われは、子ありて、人の為ために田を耕かうし、我をやしなへば、飢うめることなし」とて、売

薬をやめたりとなん。これは趙宋てうそうの末のことなり。今の世、医者のおほくなりゆく故、其術じゆつもおろそかなり。其上、外国くわいこくより年経て渡り来る龜藥きやくをもて、一撮さつばかりに調てうへ、年ごろの痼疾こしつ・天行てんかうの大疫だいえきを治せんとす。驗しんなきもことはりなり。驗けんなければ、人參にんじんをたのみて、万まん一を僥倖けうしやうす。これ術の拙つたなきによる。術の拙つたなきは、医の多きによる。医のおほきは、産業さんげふにとほしき故なるべし。

48条

○ある小説そうしに、足利義持公の時、相模さがみの国に、唐船漂たうせうへう着ちやくす。舟に永樂錢えいらくせん数万貫あり、これを東国にひろめらる。鑑びたといふ錢を並べ用ゆ。永錢えいせん一文に鑑四錢びたをあてたり。慶長十年、ともに停止ていしせらる。永一貫文を金一兩とたて、二百五十文を金一分とすといへり。今、東国にて租税そくぜいを収おさむるに永錢の法あり。此遺風いふうなるべし。

【校勘】○鑑（二箇所）阪大本は「鑑」に作るが改めた（『茗会文談』巻五も「鑑」に作る）。

49条

○おおよそやまと哥は人の心を種たねとするならひなれば、いかなるいやしき者もよむべきこと、もとよりなり。されど、『万葉（34a）』を始め、撰集せんしふに農工商賈のうしやうかの哥とてきこ

えねば、先は士大夫以上のもたとあそびなり。いにしへ、士大夫以上は、各自ら才学あり。哥をもて、一家に名づけたり。後世、喪乱已後、士大夫ならぬ人風雲の会に乘じ、時を得て、国郡の主となる。衣冠の身となりては、風雅のこともうらやむ心あり。されど、和漢の才学なく、ただ豪放にまかせ、みだりなる哥をよめる故、道しれる人、すなはち哥・連哥の法を立られたるなるべし。又俳諧といふも、風雅の一体なるべし。二三の作者はをきて、其他は漢字こそなからめ、和学・和哥だにわかまへぬ人、さすが人情なれば、おもふことを(34)やすきはいかにいわんとすれど、一向に詞のあやをなさず。俄にこれをただすべくもあらねば、それなりに、よしあしといふより、当時、鬼語の如きはいかに世に行はるるなり。詞のあやをしりたる人は、をのづからその如くには、いひ出されず。

【校勘】○もとあそび 『茗会文談』巻五は「ものと覚ゆる」に作る。あるいは「もてあそび」か。

50条

○唐の李抱真是、戦功おほく、名将のほまれあり。ただ、不学なるゆへ、方士の説にまどひていふ、「吾やがて天にのぼるべし。人々に対面するも久しからず」といふ。

丹藥二万丸を服す。これより、朝夕の飯を食することあたはず。次第にやせおとろへ死んとす。妻子悲しみ、しゐて医藥をすすめ、やや快き時、方士来りていふ、「やがて仙人となるべきに、いかでかくするや」といふ。(35a)又二千丸を服し、つゐに死にけり。抱真が心には、死する時も、尚仙藥のたらぬとおもひ、方士もかくいふべし。笑ふべきの甚し。世の祈祷・厭勝を信ずる人、おほやうこれなり。

【校勘】○二万丸 阪大本は「二金丸」に作る。崩し字の「萬(万)」を「金」に、振り仮名の「ま」を「き」に誤ったか。『茗会文談』巻五は「二葉丸」に誤る。○二千丸 『旧唐書』では「三千丸」。

51条

○人の生るるを「誕生」といふこと、何の出たる所なるをしらず。此ころ、黄溥が「問中今古録」といふ書を閲するに、「いかで世人称誕生辰ヲ曰誕辰ト。因テ『詩経』誕生ト云ニ 二后稷ヲ一而云フ。 似レ無ニ意義」^(35b)とあり。「誕生」といふ字に、生るるの義なければ、かくいへり。今日日本にては、天子の生れさせ給ふにかぎりて、いひならせせり。又其初をしらず。

52条

○祓の本意は、過惡をあらため、ふたたびすまじきが為なり。「はらひ」は「洗ひ」なり。身心のけがれたるを洗ひすすぎて「^{35b}清潔ならしむ、いさぎよき所には、きたなきもの入来らぬが如し。「あはきが原のはらひ」これなり。今の人は、祓は祈禱と心得、僧の仏經を誦する如く、中臣の祝詞をいくたびもとなへ、以来禍の来らず、福をまねくたよりとす。笑ふべし。其上、中臣の祝詞は、六月晦・十二月晦にみかどより、群臣の過惡をはらひて、明朝よりあらため始させ給ふ德意より出たる御ことなれば、庶人のみだりに用べきにあらず。

【校勘】○ぐ「ら」に見えるが改めた。

53条

○「開元錢の真なるを火廻すれば、水銀出るなり。小兒の驚風を治して驗あり」と、『書影』に見えたり。

54条

○ある人とふ、「経済の学とはいかなることにや。」答へていふ、「知り^{36a}侍らず。」「経済は学者の任ずることくうけたまはるに、知らずとはいかが。」学者の任ずる所は、己を修め、人を治むることと聞侍る。経済とやう

ありがましく、名目をたてていふに及ばず。」「経済の文字は、聖人の常經をもて民を済ふところなるべし。その経術をもて民を済ふこといかん。」「もろこしにて、経済を説く書、あまたある。ここにていはば、農かた・河かた・地かた・金かたなどの有司の心得べきことどもをいへり。これらはいづくにても、それぞれの職にあたる人は、其術にかなふなれば、其中にとり分てすぐれたるを撰みあげ給ふべし。かの『籩豆の事は有司存せり』の類なるべし。学者の庶幾する所、聖人の経済を^{36b}いはば、『修己以安百姓』を目あてとし、『敬事而信、節用而愛人、使民以時』とある根本に志し、其君を善に納んとするなり。『孟子』『唯大人為能格君心之非³⁷、一格君而国定』とあり。然るに、君心の非を格すべき大人は世にありがたし。先、君側に仕ふる人をえらみ、人のゆるすほどの才を用ゆべし。ことに幼君は猶以てこれを要とすべし。しからば君の御心よこしまなかるべし。これはすて置、唯、事の上のみにてとすればよし、かくすればあししなどいふは、かの有司の職なり。宋の王安石、政をとり、様々の新法を始め、そのれ経済の学をよくすと思ふべけれど、ただちに天下の害となりたり。神宗帝のころ、安石^{37a}におほはれ給ひ、邪僻なるゆへ、朝廷の君子を皆しりぞけ、安石に詔ふ蔡

京呂・恵卿などいふ奸姦かんねいの人をよしと思ひ、あげ用ひ、人民を塗炭とたんにおとし、終に夷狄いてきの乱おこり、崩ぜられては、僅三十年あまり過て、天下を失へり。是安石が君心の非を格ただすことをしらず、ただ功利の心をもて、しろうとぞいくに治めんとせしゆへなり。たとへば、人の身は、飲食いんじきを節し、嗜慾しよくを慎しみ、元氣を保てば、をのづから疾病やまひなし。藥物・針灸しんきうをたのみず、もし外邪ぐわいじやありとても、大なる害に至らず。然れば、人君を無病むびやうにすること、学者の志きす所なるべけれ。此を外にしての経済は実にしり侍らず。

【校勘】○すぐ 阪大本は「する」に見えるが改めた(『著会文談』巻五も「すぐ」に作る)。○かの 阪大本は「か」に見えるが改めた(『著会文談』巻五も「かの」に作る)。○『孟子』『唯大人は世にありがたし』『著会文談』巻五はない。○と『著会文談』巻五なし。○志「忘」のようだが改めた(『著会文談』巻五も「忘」に作る)。

55条

〔37〕○北畠きたばたけ准后、「もろこしよりわれを東夷とういといへば、われよりもろこしを西蕃せいばんといふ」との給へりとかや。〔蕃〕は「藩はん(左・かき)」と同じ。人の家に屏へありて、ふせ

ぎとなるに喩たとへていふ詞なり。わが国、往古より、もろこしに使を遣はされ、留学生と称して、もろこしにのこり留り、もの習はせ給ふこと、世々にたえず。よきて、礼楽・刑法・医曆いりく・占卜せんはく・衣冠いくかん・器物きぶつ・文字もんじ・詩賦しふ、みなもろこしより習ひ来れり。わが国一王の法制を立給へること、『六国史』に詳なり。然ればもろこしは、わが国の師なり。仁明天皇のみことのりに、唐の帝を称して、「大唐の天子」とのたまひ、其書簡を「大唐の勅書」としるされ、すべて「唐」とのみはしるさず、必「大唐」といへり。『延喜式』には、もろこしの幣物へいぶつをするす所に、「大唐王」と標せり。これは大てい君として、尊ばせ給るなり。しかるを、いかに名分をただせばとて、「西蕃」といはんは理りともいひがたし。もとより日本の藩屏はんぺいともならず。又、近世の儒者は、もろこしを「中華」「中国」と称す。しかれば、わが国を外夷ぐわいとし自らあまじ居るなれば、是ぞ誠に名分にさまたげあり。和文などには「もろこし」といひてよけれど、漢文をかく時、「漢」といひ「唐」といひては、「劉漢」「李唐」の代に混じて差別し難し。『列子』にもろこしをすべて名づけて「齊国」といひ、「爾雅」には「齊州」ともいへり。これももろこしの異名なれば、これを用る、可也。(38)雨森芳洲『橘窓茶話』にこれを用ひたり。しかるに、これ

も列国の時の「齊」、又、南朝の「齊」にまぎれたる。おもふに、古より用ひ来れる如く、「漢」を用べし。まぎらはしきは、其所の行文の模様にて、いかやうにもわかちあるべし。『明史』真臘国の伝る文に、「唐人者、諸蕃呼二華人、之称也」とことはりたれば、もろこしを「唐」といふは、ひろく通用の詞なり。

【校勘】○蕃「番」に見えるが改めた。○れつし「れ」は「ま」に見えるが「連」の崩しと見て改めた。○（返り点）ないが補った。

56条

○「公事根源」に、「八幡臨時祭は、平将門が乱逆の時、祈りたまひければ、八幡大菩薩自ら将門の首をきり給ひけるとなん。其報賽の爲に行はるる祭なり」とあり。神の冥助はさることなれど、かくのみいひては、秀郷などの諸将、命をすてて朝敵を滅すはいたづらごととなり。「すべて朝てきあらば、皆、神にいのりてたりぬべし」とて、武將たる人、こころをつくさず、解体すべし。然らば、朝家のためにあしかりなん。是皆巫祝・浮屠のいひ出せることなるを、禪閣ほどの人の書に書あらはし給へるはいかんぞや。

【校勘】○将門「将」の左は「朝」の左のように見える。

57条

○およそ、人、わが芸にほこるは、上手にいたらぬなり。この内には、「至れり」とはおもはねど、人をあざむくもあるべし。世には無眼子おほくて、ためにあざむかるなり。実に芸の至れる人は、事理の無窮をしるゆへ、必謙退す。これによれば、諸子の説、みだりに尊大にて、かりにも謙下の言なきは、いまだ至極の地にいたらぬとしられたり。

58条

○往古の対馬の主は、「あびるざいてう」といふ人にて、「けち」といふ所に其城ありと、所の人いへりときけり。今の宗氏より以前のことによ。今も其国人の姓に、安比留姓あり。「ざいてう」は、「在序」といふこととなるべし。

59条

○仁明天皇嘉祥二年に、興福寺の僧、天皇の四十の御賀を祝し奉り、仏像を作り、長歌を一首作り添て奉れり。史に此を論じていはく、「夫和歌之体、比興為先。感動人情、最在茲矣。季世陵遲、斯道已墜。今在僧中、頗存二古語。可謂礼失則求二之於野」。故に

采^{とりて}而載^{のす}之」と見えたり。今、考ふるに、廢帝・稱徳帝の御ころまでは、世に歌仙もあり、哥よむ人おほし。桓

〔40a〕武帝、今の京にうつろはせ給ひてより、後、士大夫、皆詩文におもむき、哥よむ人すくなし。是『古今集』序に、「ここに古のことも歌の心をもしれる人、わづかにひとりふたりなりき」といへる時なるべし。此長歌、数^{すひやく}百句あり。『万葉』の哥とはさまがはりたり、漢語・梵語をすぐに用ひたり。『万葉』には、いかばかりの長篇も、ただ「哥」とのみ題して、「長哥」とはしるさず。『長哥』の文字、ここを始とすべし。しかれば、『古今集』の「ながうた」、「長歌」なること明らかなり。「短哥」とあるは、後人のかき誤りか、錯簡なるべし。

【校勘】○つ（ルビ）「り（里）」に見えるが改めた。

60条

○唐太宗は、唐一代の明君なり。然るに、「天竺僧の長年の薬を服し、疾を生ぜり」と憲宗紀にしろされたり。〔40b〕太宗の事業、まことに霸王のあとを追ひ給へりと思ゆれど、聖人窮理・尽性の道をしろしめさねば、理にくらし。よきて、仏法を好み、僧を信じて、かかる禍を得たまへり。

【校勘】○太宗（二箇所）太宗のこと。阪大本の表記に

従った。

61条

○明の王陽明の説を立らるる、皆、自ら試みていへることなれば、ことはりならざるはなし。ただ、これを聖經にひきあはすれば、時々牴牾すといふ。其牴牾するところは、その強辯をもてしゆるゆへ、諸儒の駁議をまぬがれず。『あはれ聖經によらずして説れよかし』とおもへど、又、それにてみづから一家をたつるやうにてやすからぬと見えたり。

62条

○官名の「主税」を「ちから」とよむ。『延喜式』には、「税」の一字〔41a〕も「ちから」とよめり。税は田畠より出るみづぎものにて、農民のちからより出来るゆへに、かくいふにや。『礼記』に「有^レ宰食^レ力」とあるは、「大夫、采邑より出る税を食す」といふところなり。凡、上にいます人に、租税は農民の力なることをしろしめさせんとにや。一説に、「ちから」は、「つちだから」の略せるなりといふ。

【校勘】○り「る」のように見えるが改めた。

63条 *段落分けした

○一条禪閑は、名たる博物の君子なり。「神代卷」を解し給ふを見れば、おほくは仏意なり。よりて信じがたし。「天照大神、始祖之陰霊、神功皇后、中興之女主」といふ文あり。この前の文に、「吾国無二主而為三其主」者日神之玉裔ハヒノカミ、ミヨノコトともあり。「日神」といひて、又「陰霊」とあるは、不通の説なり。神孫を尊ぶとて「也玉裔」と辞を設けられたるもあやし。神功後の御ことは、『日本紀』に皇后の政をとらせ給ふを「摂政元年」としるされたれば、王代の数には入べからず。しかれば、女主の辞通ぜず。紀中を見るに、あながち中興なることもなし。三韓を伐給へるは、唯、後世の多事を生ぜしなり。又、和語の義をとし給へるに、誤りとおほしきあり。ひとつをあげていはいはば、「書」の字の和語、「ふみ」を釈していはく、「菟道稚郎子、百済国の表文の無礼なるを怒り、表を地になげ、足をあげてふみ給へるより、『ふみ』といふ」となり。この事、『日本紀』には、ただ「破其表」とのみあり。足にてふみ給ふとはなし。然れば、野人の妄説との篤厚にて、かかるはしたなきことのあるべけんや。「ふみ」といふは、元来は「文」の字をよめるなり。和語にこの一体あり。「蟬」の字の声は「せん」なるを、

和語に転じて「せみ」といひ、又和語にては、「臣」を「せん」とも「をみ」ともいひ、『万葉』の哥に、ただ「ひとよねん」といふを、「ひとよねみ」などいふ類なり。この「文」の字の和語をもて、「書」の字にもおしわたして、「ふみ」といへるのみ。

【校勘】○よりて 阪大本は「より」に作るが、『茗会文談』巻五により改めた。○伐「代」に見えるが改めた。

64条 *長いので、適宜、段落分けした。

○『源じものがたり』は、世人のあまねく見る書なれば、見ざるもそうぞうしかるべければ、一閱し侍るに、其書「桐つば」より始めて、「まぼろし」にて終る、皆まぼろしの如くにて、実にあらぬといふをしめす。次の「雲隠れ」には詞なし。「源氏のとしごろの罪惡あらはれて終り」(也)のよからねばしるすに忍びずといふ心なるべし。又、「句の卷」より始まりて、「夢の浮橋」にてとぢめたり。皆夢の如くにて真にあらぬといふをしらせたり。『金剛經』の「一切有為法如露亦如電如夢幻泡影」より名づけしにや。「句の卷」より、作者あらたまれり。

さて、作者の主意あり。

中ごろより、撰閑・相国の任は、皆、執柄家にあり。皇子たち、たまたま左右の大臣に至り給ふ。其他は、皆、

官称のあるまでなり。又、僧となり給ふもおほし。御孫に至りては、世にかずまへられず。これをおもひて、光といふ皇子、ゆふぎり・薫などの王孫を設けて、権位あらしむ。

又、立后のこと、第四十二代文武天皇、淡海公の御むすめを后に立給ひ、^(43a)聖武帝を誕生し給ひて後、他姓の后となり給へるは、檀林皇后のみ。他姓の女御・更衣に皇子おはしても、中宮とはならず、ただ藤氏のみ后となり給ふ。藤氏にても、庶氏にてはしからず。これをおもひて、源氏の女子をおほく中宮とせり。このころ、春日のおほん神の託と称して、「藤氏ならぬ后は、神の御心になはず」などいひなせり。よりて、「乙女の巻」に、「源じの打しきり后に居たまはんこと、世の人ゆるしきこえず」とかけり。然るに、古、神武天皇、日向の吾平津媛を后に立給ひしより、御代々、もろもろの姓より后に立給ふ。されど、春日の神の怒をきかず。およそ代々のみかどの内に、聖武帝ほど仏神を尊崇し給ふはなし。又、天変・地・⁽⁴⁴⁾妖・風旱・疾疫・叛逆・姦人のおほく出たるはなし。藤氏にとりても、房前公薨ぜられてより、打つづき、麻呂卿・武智麻呂卿・宇合卿卒し給ふ。春日御神の御子孫の御腹より降誕ありし聖武帝の御時なれば、神慮にかなひてかくはあるまじきにあらざや。

又、貴家の子弟は、皆小児より高位なれば、自らをごりたかぶり、才徳のなければ、ゆふぎりを六位より昇進あらしむ。

又、淫風の甚しきをいましめたり。源じ、おぼろのことより起り、無実の讒言行はれ、須磨の執居ありしを、帰京の後、こりもせず、又、おぼろにみそかごとありしなり。いかなるいろごのみも弾指⁽⁴⁵⁾、つまはじきすべし。

尤甚しきは、藤壺のことなり。須まにて「やを⁽⁴⁶⁾よろづ神もあわれとおもふらん、おかせる罪のそれとなければ」とよめりしに、俄に大風・大雷にて此世もつきぬべき変をかけり。「中臣祓」に「子と母とおかせる罪」とあり。藤つばは母の位の人なり。「是に通ぜられたるは、誠に母をおかせるつみなるを、罪なきとよめれば、かく天神のいかりまして、大變ありし」といふ心かきなしたり。

尤婦人の淫風をいましめたり。人の妻妾として、二心ありて、源じに心を通じたる女は、皆、尼になしたり。その尼になりたるを見て、実に源じに心よせたるをしるべし。これ筆誅の意なり。

又、作者のところに、女子の漢学あるをにくめり。ゆへにひろくひのことをかき、この作れる詩も、「女のえしらぬこと⁽⁴⁷⁾まねぶは、にくきことを、うたてあれば、

もらしつ」などいへり。^{*}

又、公卿くぎやうの間に、漢学かんがくのおとろへたるをうれへ、ゆふざりにふがくを入学させ、博士はかせなどを世にあらせ、漢学かんがくなくては、いはゆるやまとだましゐの世に用をなさぬといふをしらせたり。

又、受領ずちうの廉潔れんけつなるは、貫之つらゆきの如く、土佐とさの任にんはて、帰京ききやうのとき、銭ぜになくて、米こめもて魚うをに代かへられたり。此ものがたりには、受領ずちうのとみさかへて、宝おほくもてること所々にしるし置り。これら、おもふことなきにしもあらじ。

定家卿の「ただ此文は、詞花・言葉しきは げんやふをもてあそぶべし」とは、よくやすらかにの給へど、作者の主意は、明らめられずといふべし。^{*}しかるに、此書をとける注、汗あせ牛うし充みづる棟たきに及べども、^(45a)ただ「みつがひとつか」などいふことを大事として、人情俗態にんじやうぐたいの教をしへとなるべきことは、得見付ず。さて此「句の巻」より「浮はし」迄は式三三位のかきつきたるにて、『源じ』の後篇といふべし。見る所は皆、前篇ぜんぺんにあり。

【校勘(すべて『源語提要』凡例との異同)】○一閱えつ侍るに 以上はなし。○作者「文てい」。○皇后のみ「なり」あり。○庶氏「庶流」。○しからず この後文言あり。○宗尊「尊崇」。○にあ「事な」。○行はれ 凡例

「行はれて」、村田本「いはれて」。○いろこのみも「好色の人も」。○い「は」? ○かきなしたり この後文言あり。○意ごころなり この後文言あり。○この「人々」? ○などいへり この後文言あり。○など「ども」。○といふべし 以下なし。

65条

○津つ輕かる秋田あきたあたりより、「矢の根石」といふものを出す。^{とり}「鳥の舌」といふ鏝やのねに似たり。なかごとおほしき所もあり、かりまたなるもあり。色は黒も紫もあり。又白黒しろくろまだなるもあり。かの肅慎しゆくしんの「石弩」などいふ類なり。昔、承和六年八月、「出羽でわの国、海浜かいひん、霖雨りんうやまず、隕うつる石あり。あるは鏝やのねに似、あるは鋒はこに似、あるは白く、あるは青く、赤く、其鋭体とがりたるかた、皆西向にしむかふ」とあり。元慶八年にもこの事あり。これ矢の根石なるべし。^(45b)鋭りたる方、西に向ひしは、西風のはげしきゆへ、角ある方は風にさからふゆへなるべし。これは、そのあたりの山崩れ、風雨により飛来りたるなり。其ころ、奥州おくしうの夷賊いぞくおこりしことあり。神の軍を起してはらはせ給へる、その矢なるかといふ説も見えたり。これよりこれを神軍の矢の根とも、俗ぞくに言ならわせり。

【校勘】○き(ルビ)「石」に見えるが改めた。○風雨

により『茗会文談』巻五は「風筋にて」に作る。○え「へ」を改めた。

66条

○古語に、「かけまくもかしこき」といふ詞あり。「かけまく」といへるは何をかけることぞ、委しく註もなし。おもふに、今の人の詞に「口の端にかけぬ」といふ「かける」なり。『万葉』の歌に、「いもといへばなべしかしこししかすがにかけまくほしき我にもあるかな」とよめり。「いも」は妻をいふ。「なべし」は、無礼なり。「かしこし」ははばかりおそるべき也。^(46a)「しかすが」には、「しらずがほ」といふが如し。此哥、貴家の女子をおもひてよめるなり。「わが妻といはんは、はばかりなれど、そうしらずに我妻と口のはにかけて、いひたき我こころなり」となり。又、「秋山をゆめ人かくなわすれにし其紅葉のおもほゆらくも」。

【校勘】○『万葉』『茗会文談』巻五は「『万葉集』」に作る。

67条

○『万葉』の歌に、海上の天気のはれてよきを、「にはもしづけし」にはきよみ」にはよくあらし」などよめり。

今の人、いづくにても天気のよきを「には」といふが誤り、「日和」の字を用てこの文字の心とおもへるも誤れり。又、「清き瀬にちどりつまよふ山のはにかすみたつらんかみなびのもり」、又、「あさがすみかひやが下になくかはづ」ともあり。これ、「かすみ」を冬にも夏にもよみたり。これ、「かすみ」は、^(46b)すべて空中のもやもやとし、今いふ「朝やけ」「ゆふやけ」の類なり。春の靄氣を「かすみ」として、春に限れるは、後世の制なり。又、『万葉』に、「うしはく神」といふ詞、所々に見えたり。諸説皆用るにたらず。余、『古事記』と『延喜式』により、正説を見出たり。別に記す。

68条

○『孟子』曰、「格^二君心之非^一」孟子、戦国に生れ、時機に応ずる言語あるゆへ、孔子をかねにして非毀する人おほし。これ皆、孟子の皮膚をしれるのみ。我、この「格心」の一語にて、其学の孔子に異ならざるをしれり。君心の非を格さずして、唯、この上にて、傾むくをささへ、倒るるをたすけたるのみにては、斉の管仲が桓公を助けしなり。よりにて、管仲死すれば、そのまま斉の紀^(47a)綱みだれ、桓公卒して、尸虫戸より出、諸公子あらずひはかり、諸侯そむきて、斉をせむ。尤あさはか

なり。これ、管仲に格心かくしんの学なかりし故なり。此格心の一語、即先王の教法にて、『大学』のよりて作る所なり。浮躁ふそうなる人、この説を聞けば、「是、老生らうせい之常談じやうだんにて、仏老ぶつらうの緒餘しよよ」とて笑ふなり。移植うつげたる草木を見るに、其根よく土にしたしみつきて後、枝葉えだ出づ。人の道、亦如此なるべし。先、をのをを治めて後、物に及ぶ。これ本根こんを固かたくするの方みちなり。

【校勘】○あらそひはかり『茗会文談』により補つたが、阪大本はおそらく漢字で表現されている。

69条

○王室わうしつの衰微すいびは、其よつて来ること漸しづなれど、尤甚いふししきは、清盛きよもりに始まる。『江談抄かうだんせう』に、嚴島明神えんしやうみんじん、巫女みこに託たく〔47〕して、君を従一位大政大臣に至るべきやうに守らんとなり。これ実じつならば、此神は清盛と同じく朝敵てうてきなり。神にかかることはおはすまじければ、是、かの巫祝ふしぐの徒とものつくりいへるなり。清盛、高野の大塔だいとうを造れるによりて、明神よろこびてかくありといふ。然れば、この本は、法師はふしより始れり。

70条

○一条帝いちじょうてい、正暦年中に、菅神かんしんに太政大臣正一位を贈をくらせ

給へり。是、世にいふ神のたたりをおそれさせ給へるごとくのみおもへりしに、よく考かんがふれば、是藤氏とうしの権けんをおさへさせ給ふ兆きざしなるべし。

71条

○今のもろこし、清朝せいしやう天子の本国ほんこくは、東鞆旦*ひがだつ、満洲*まんしゅうといふ国なり。〔48a〕僧道旻そうだうみんが『秦対録しんたいりく』といふ書に、順治帝のみづから我本國のものがたり、つぶさにし給へるをしるせり。万曆ばんりきのころより国勢こくせい強大になり？、鞆旦だつだんを一統いつしやうし、朝鮮をも服せしめ、終にもろこしに入りて、清朝の天下をひらく。まことに、文武の英主えいしゅなり。しかれども、これは横よこどりといふものなり。ぬすむに近し。初はじめ、明の賊李自成しやうせい、にはかに北京*ペキンにせめ入る、明の群臣ぐんしん、不忠不義なる者多く、其うへ怯懦けいじやうにて、李自成に降くだり、又は逃にげちりて、一人も城を守るものなし。崇禎帝しやうてんてい、せんすべなくて、自殺し給ふ。即、李自成、宮中に入りて、みづから天子と名のる。明の遼東りやうとう〔48b〕の守臣呉三桂しゆしんごさんけい、兵を起し、賊をうたんとす。兵を鞆旦だつだんにこふ。順治帝、時を得たりとよろこび、大軍をひきゐて北京をせめ、自成を逐おひ出す。自成、軍にまけて、にげ出たり。其あとへ順治帝、入りかはり、自分とおしなをつて、天子の位に即つき、明の天下を清の天下とす。これ横よこどりにあ

らずや。然るに、英主なるゆへ、逆に取り順に守るの道
 をよくし給ひ、又康熙帝相嗣で賢君なるゆへ、天下つ
 るに清に帰したり。順治帝、もし義をしらば、隣国のよ
 しみをもち、李自成を討はるべし、明の宗室の賢王を撰
 み、むかへて天子とし、群臣の不忠なるものを誅し、賢
 なる人を挙げ、(49a) 従来明の弊政をあらため、其身満
 洲に帰るべき事なるに、さはなくて、是を幸に何の勞す
 ることもなく、唾手にて明の天下をとる。ぬすめるに近
 きにあらずや。帝、かつて明の遺臣史可法に書をあたへ
 ていはく、「国家定鼎燕都^二、乃得^二之^一」於闖賊^二而
 非^レ得^レ之^一之於明朝^二也^一といへり。これは譬語にいはゆ
 る「偷鐘掩耳^二」の類なり。盜賊、わづかの間、北京
 にをればとて、即盜賊のもてる天下といふべけんや。
 『奏対録』にて、帝のありさまを見るに、このぬすむと
 いふをいひ消んとて、種々陳說せり。明の遺臣、この帝
 の史可法にいへる語を、固より已に万世の定案といへり。
 肚腸なき小人、義をしらぬ者といふべし。明^三朝三百年、
 士民を養ふ^四の恩は、僧道といへども、あまねく被れ
 り。僧道受、帝にまねかれて京に至り、帝を仏・菩薩と
 尊み、「帝の前世、僧なり」など、種々、諂諛の俗態を
 あらはす。いとふべし。

【校勘】○今のものろこし清朝天子の本国は 阪大本は不

鮮明。『茗会文談』巻七は「清朝開国」を見出しに、「今
 のものろこし清国の本国は…」と始まる。○東轡旦『茗
 会文談』巻七に「東轡旦」とあるのにより補ったが、後
 に「轡旦」とあるのでここでもそう表記されていた可能
 性が高い。○強大になり？『茗会文談』巻七は「強く
 次第に」に作る。○北京『茗会文談』は「北原」に作る。
 阪大本は「□京」に見える。総合して「北京」と判断し
 た。○満洲『茗会文談』巻七は「満州」に、阪大本は「萬
 州」に作るが改めた。

72条

○四民の間にて、富る家に生れたる子は、不幸といふべ
 し。其父母、この子をそだつるに、内にては、乳のむこ
 ろより、美服をさせ、それより厚味をくはせ、つねにあ
 そびごとをさせ、従者をさしつかひて、身を勞すること
 なし。これより、おほくは病人となり、つるに夭死す。
 外にては、人々これをうやまひ承奉するにより、おほく
 はをろかにて其家をたつすべをしらず。貧しき家に生れ
 たる子は、事々に皆これ(50a)に反す。されど、身すくや
 かに、知恵もさどく、天年を全くす。かへりて幸とすべ
 し。医書に、小児には常に三分の飢寒を帶しむといひ、
 「内則」には、「絹を衣にせず」とあり。又、出ては

長者としからなるひとにつかふることをねんごろにいへり。人の親たるもの、不学文盲がくもくまうにて、かかることをしらぬゆへ、皆其子に禍わざはひするなり。其子、又不学文盲にて、子を生めば、又かくの如し。つゝに、其家おとろへ、子孫も断絶だんぜつす。あはれむべし。もし、富る家の子弟しやうてい、かしくくて長寿ながいきし、貧しき家の子弟、おろかにて夭死わかににせば、乱世らんせいに豊年ほうねんあり、治世ちせいに凶年けうねんあるが如く、常つねとはしがたかるべし。

73条

○世の人、家に名刀よきかたなをおさむれば、甚愛重あいちゆしし、其銘めい、其50b長さ、やき刃はのさま、又きれあぢをもよく覚え居をなり。人ごとに、天よりあたふる至善しぜんの性せい、天下第一の宝たからを身にもたると、かへりていかなるものといふをしらず。世には無用むようの文字もじにをちり、夢にも性をしらぬ儒者じゆしやもあり。誠にうろたえた人といふべし。又、聖賢せいけんの性をとくは、禪家ぜんけのとくとは、大にことなれど、これもさとさず、「性よ、心よ」といへば、おしなべて禪ぜんなりとす。これをたとふるに、鳥を食する者、どうがらを食ひてうましと覚え、肉のよろしきところは打捨てて犬猫いぬねこの食するにまかするなり。性をしらぬ儒者じゆしや、もし禪僧ぜんそうの聡敏そうびんなるにあひて提撕ていせいせられれば、必、51a儒を去りて仏に帰すべし。

74条

○俗語こしわざにに「一升ふくろいる囊ふくろには、一升ふくろならではいらす」といへり。これを漢語かんごに訳せば、「斗と唯容斗ただいるとを」といふべきか。『源じものがたり』に、「待受たいて給ふ御たもとのせばきには、大そらの星ほしのひかりを、たらいの水にうつしたる心地して」といへるも、此ころなるべし。人毎ひとごとにをのづからをのが定さだまれる分ぶんのあればにや、力におよばぬことのおほかめり。

【校勘】○待「侍」に見えるが改めた。